

太地町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱

平成25年3月31日

教育委員会要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条及び第40条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）に対して、就学援助を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 援助費の交付対象者は、本町に住所を有し、太地町立小・中学校に就学する者の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、区域外就学を承認された者で第4条及び第5条に該当する者については、関係市町村との協議により交付対象者として決定する。

- (1) 第4条に規定する要保護者
- (2) 第5条に規定する準要保護者

(申請)

第3条 援助費を希望する者は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助申請書により学校長を経由して、教育長に提出しなければならない。

2 年の途中で新たに援助が必要になった者及び転入児童生徒についての申請は、随時行うものとする。

(要保護児童生徒の認定)

第4条 教育長は、児童生徒の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」として認定する。

(準要保護児童生徒の認定)

第5条 教育長は、前条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、学校長及び必要に応じ民生委員の助言を求め、審査の上、援助を必要と認める者を準要保護者として認定し、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」として認定する。

2 前項に規定する準要保護者の認定基準は、申請時において、次のいずれか

の措置を受けた者とする。

- (1) 生活保護が停止又は廃止された。
- (2) 町民税が非課税又は免除されている。
- (3) 個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛け金が免除されている。
- (4) 国民健康保険の減免又は徴収の猶予を受けている。
- (5) 児童扶養手当の支給を受けている。

3 前項に掲げる認定基準以外の者で、特に認定の必要な者については学校長、関係機関及び教育委員会で協議の上、認定するものとする。

(結果通知)

第6条 教育長は、前2条に掲げる事項を踏まえ、これを審議し、その結果は学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(交付対象費目)

第7条 交付対象費目は別表1に掲げるとおりとし、交付内容は別表2によるものとする。

(交付方法)

第8条 援助の交付は、受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）の個人口座への振込み又は、受給者の委任を受けた学校長が管理する学校口座に振込みするものとする。

(認定の取消し等)

第9条 年の途中において、児童生徒の転学又は保護者等の家庭状況により援助を必要としなくなったときは、学校長は速やかに教育長へ報告しなければならない。

- 2 教育長は、前項の報告を受けたときは、援助費の認定を取消すものとする。
- 3 教育長は、受給者が援助費の交付を受けた後、前項の規定により認定を取消したときは、これを返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。